# 沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する内閣官房令 （昭和四十七年総理府令第四十号）

#### 第一条

沖縄の復帰に伴う国家公務員退職手当法の適用の特別措置等に関する政令（以下「令」という。）第二条第二項に規定する内閣総理大臣が定める期間は、昭和二十五年一月一日前に元気象官署職員を退職した者で他に就職することなく琉球諸島民政府職員となつたものにあつては、昭和二十一年三月三十一日から昭和二十五年一月一日までの間とする。

#### 第二条

令第五条第一項に規定する差額については、琉球政府公務員の退職手当に関する立法施行規則（千九百五十六年規則第三十八号）別記様式第五号（３）に定める換算方法の例により、日本円に換算するものとする。

# 附　則

この府令は、公布の日から施行し、昭和四十七年五月十五日から適用する。

# 附　則（昭和六二年四月一日総理府令第一五号）

この府令は、公布の日から施行する。

# 附　則（平成一二年八月一四日総理府令第九〇号）

この府令は、内閣法の一部を改正する法律（平成十一年法律第八十八号）の施行の日（平成十三年一月六日）から施行する。

# 附　則（平成二六年五月二九日総務省令第五二号）

この省令は、国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十二号）の施行の日（平成二十六年五月三十日）から施行する。